

議題1 第3次健康くまもと21基本計画の策定について

1 計画策定の背景と趣旨

熊本市では、市民が自分らしくいきいきと輝いて暮らすことができることを最終目標に、市民と行政が協働で取り組む健康づくりの指針として「健康くまもと21基本計画」を平成14年(2002年)3月に策定しました。その後、平成23年度(2011年度)にこれまでの取り組みについて、健康くまもと21推進市民会議と行政による評価を行うとともに、国の「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」の基本的な方針を勘案し、市民の健康づくりに関する目標と方向性を明確にするため「第2次健康くまもと21基本計画」を策定しています。

人生100年時代に本格的に突入する中で、健康の重要性はより高まっています。国の次期プラン案においても、個人の行動や健康状態の改善に加え、個人をとりまく社会環境整備や、その質の向上を通じて健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を実現することが重要とされています。

このような課題をふまえ、乳幼児から高齢者までのライフコース全体にわたって総合的に健康づくりを推進するため、食の安全安心の確保や食育の推進、歯科口腔保健の施策を一体的に進めていくことが必要です。そのため、本計画は「健康増進計画」、「食の安全安心・食育推進計画」、「歯科保健基本計画」を一体化した「第3次健康くまもと21基本計画」を策定するものです。

2 計画策定の根拠

「第3次健康くまもと21」で一体化する3つの計画に関する策定の根拠は、それぞれ以下のとおりです。

<健康増進に関すること>

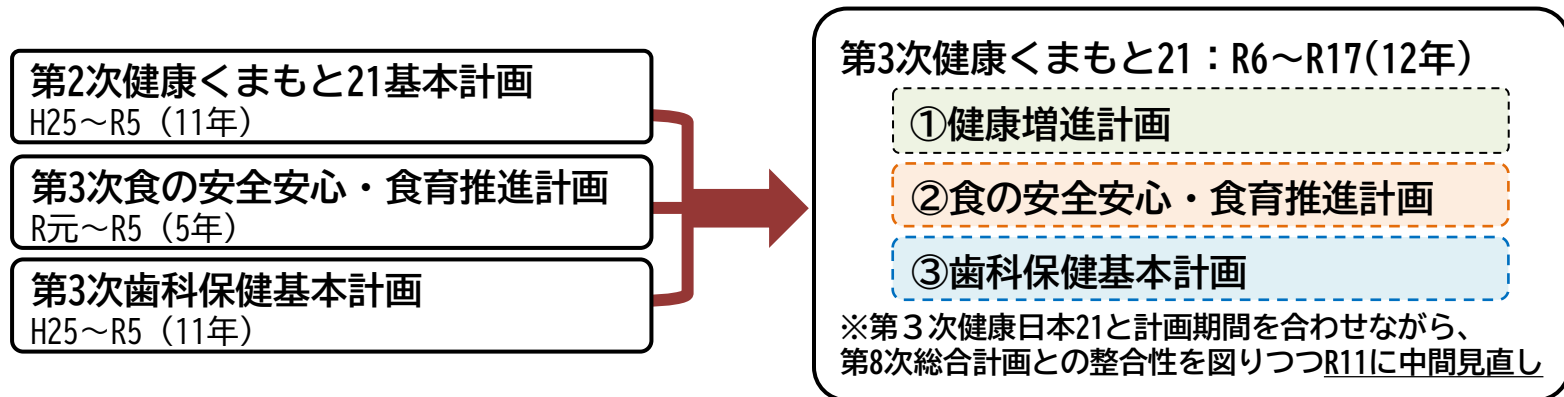
健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」として、本市における健康づくりの指針とするもの。

<食の安全安心と食育推進に関すること>

食品安全基本法第7条に基づき本市の食の安全安心に関する施策の方向性を示すとともに、食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」として「食の安全安心の確保」と「食育の推進」に関する基本指針を定めるもの。

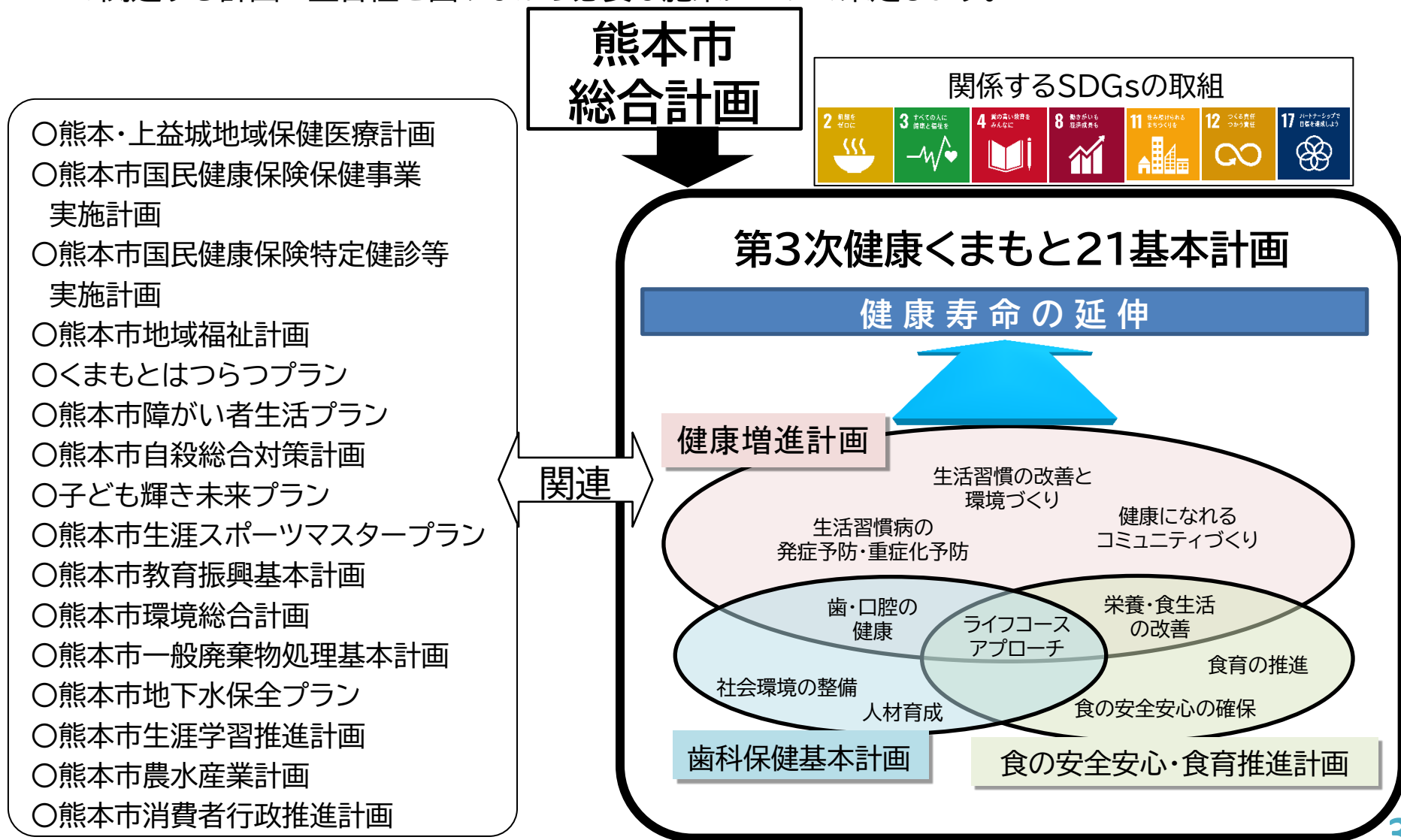
<歯科保健に関すること>

熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例第9条及び歯科口腔保健法第3条に基づく「歯科保健基本計画」として、本市の歯科口腔保健推進に関する施策等を定めるもの。



3 計画の性格・位置づけ

新しい健康くまもと21は、第2次健康くまもと21基本計画の理念を継承するとともに、本市の健康増進を取り巻く現状等を踏まえ、国や県の計画や、下記の図のとおり総合計画や本市の関連する計画と整合性を図りながら必要な施策について策定します。



4 計画の期間・見直し

計画期間は、令和6(2024)年度から令和17(2035)年度までの12年間です。

本計画に基づいて施策を推進していくにあたっては、社会経済状況の変化や関係法令等の改正、社会保障制度改革等の動向にも対応する必要があるため、中間年度である令和11(2029)年度に見直しを行うとともに、それ以外の計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

1 計画の策定にあたって

歯と口腔の健康は、食事を通じて栄養を摂ること、笑うことや会話を楽しむことなどで、心身の健康の維持や生活の質の向上に大きな役割を果たしています。

人生100年時代を迎え、生涯を自分の歯で美味しく食べ健康を維持していくために、ライフステージの特性に応じた口腔機能の維持向上、むし歯や歯周病の予防に関する取組はさらに重要となります。

このような状況を踏まえ、熊本市では、令和2年(2020年)4月に「熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例」を施行しました。さらに、令和4年(2022年)4月には歯科口腔保健の推進を関連部署・機関と連携を図る目的で「熊本市口腔保健支援センター」を設置しました。

この条例に基づいて、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「第4次熊本市歯科保健基本計画」を策定します。

「熊本市歯科保健基本計画」は第1次を平成8年に策定し、第2次、第3次と歯と口腔の健康づくりを推進してきましたが、今回は条例制定後ならびに口腔保健支援センター設置後初めての計画となります。

2 計画の理念

「熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例」第3条

- ① 市民が、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた自発的な取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進します
- ② 妊娠期及び乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯と口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、切れ目なく、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進します
- ③ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図りつつ、それらの関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進します

この理念のもとに歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進することで、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指します

3 歯科口腔保健の現状と主な課題と重点的な取組

●歯科疾患の予防

・こどものむし歯有病者率の低減

熊本市の1歳6か月児と3歳児健診において、むし歯のあるこどもの割合(むし歯有病者率)は経年的に低減しているものの政令指定都市20市中で最も高く、学齢期においても同様の状況が続いています。生涯を通じて健康で豊かな生活を送るために、乳歯列期から様々なむし歯予防を推進していきます。

・歯周病有病者率の低減

歯周炎を有する成人の割合は高く、また歯周病検診等の歯科健診受診率は低い状況が続いています。

▶▶歯をなくす原因であるむし歯と歯周病等についてライフステージの特性に応じた発症予防・重症化予防に取り組み、切れ目のない歯科口腔保健を推進します。

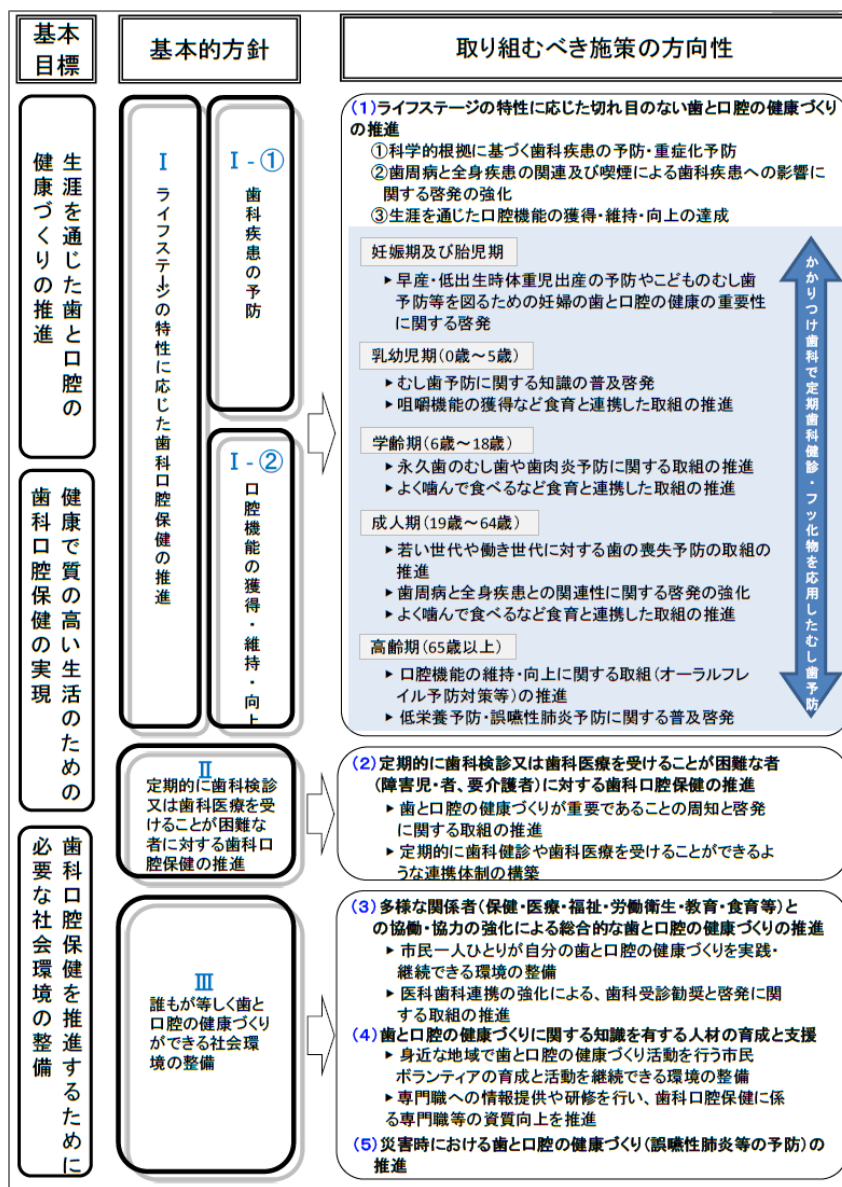
●口腔機能の獲得・維持・向上に向けた取組

「オーラルフレイル」という口腔機能が低下した状態は、早期に予防に取り組むことで健康寿命の延伸につながりますが、いまだ市民に広く定着しているとはいえない状況です。口腔機能の低下予防、あるいは口腔機能の維持・向上に関する歯科保健指導等に関する取組を推進し、オーラルフレイルに関する知識の普及啓発に取り組みます。

●歯科口腔保健を推進するために必要な環境の整備

各世代、あるいは定期的な歯科受診が困難な障がい児(者)、要介護高齢者の歯科疾患の予防には関係機関・団体との協力が必要です。関係機関・団体との連携を強化し、障がいや疾患の特性等に関する理解を促進し、歯科受診の必要性について広く周知を図ります。また、歯科口腔保健を推進する市民ボランティア(8020推進員)の育成にも取り組みます。

4 歯科保健施策の体系図



別紙1参照

(1) 基本目標

1 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進

ライフステージの特性を踏まえて、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健を推進します。

2 健康で質の高い生活のための歯科口腔保健の実現

心身の健康の質に大きくかかわる歯の喪失を招く、むし歯や歯周病の予防や重症化予防についてそれぞれのライフステージの課題に向けた施策に取り組みます。

3 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

市民、関係機関・団体との連携を強化し、全ての市民が行う歯と口腔の健康づくりを総合的に支援できる環境づくりに取り組みます。

(2) 基本的方針

I ライフステージの特性に応じた歯科口腔保健の推進

様々なライフステージごとの特性を踏まえた切れ目のない歯科口腔保健の推進に取り組みます。

I - ① 歯科疾患の予防

広く市民に歯科疾患の成り立ち及び予防方法について普及啓発を行うとともに、健康を増進するための対策を総合的に推進します。

I - ② 口腔機能の獲得・維持・向上

乳幼児期から学齢期にかけては良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能の獲得を、成人期から高齢期にかけては口腔機能の維持・向上を図る対策を推進します。

II 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難なものに対する歯科口腔保健の推進

障害児・者、要介護高齢者など定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対して、歯科疾患予防のための啓発など口腔の健康の保持・増進を図ります。

III 誰もが等しく歯と口腔の健康づくりができる社会環境の整備

関係者・関係団体との連携強化や歯と口腔の健康づくりに関する知識を有する人材の育成に取り組み、総合的な歯と口腔の健康づくりを推進します。

(3) 取り組むべき施策の方向性

(1) ライフステージの特性に応じた切れ目のない歯と口腔の健康づくりの推進

妊娠期及び胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯に沿った取組(ライフコースアプローチ)を推進します。

- ①科学的根拠に基づく歯科疾患の発症予防・重症化予防(フッ化物を利用したむし歯予防等)
- ②歯周病と全身疾患の関連及び喫煙による歯科疾患への影響に関する啓発の強化
- ③生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成

(2) 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者(障害児・者、要介護者)に対する歯科口腔保健の推進

歯と口腔の健康づくりが重要であることの周知と啓発を行い、定期的に歯科健診や歯科医療を受けることができるような連携体制の構築を推進します。

(3) 多様な関係者(保健・医療・福祉・労働衛生・教育・食育等)との協働・協力の強化による総合的な歯と口腔の健康づくりの推進

市民一人ひとりが自分の歯と口腔の健康づくりを実践・継続できる環境の整備を行い、医科歯科連携の強化による、歯科受診勧奨と啓発に関する取組を推進します。

(3) 取り組むべき施策の方向性

(4) 歯と口腔の健康づくりに関する知識を有する人材の育成と支援

身近な地域で歯と口腔の健康づくり活動を行う市民ボランティアの育成と活動を継続できる環境を整備します。また、専門職への情報提供や研修を行い、歯科口腔保健に係る専門職等の資質向上を推進します。

(5) 災害時における歯と口腔の健康づくり(誤嚥性肺炎等の予防)の推進

災害関連疾患(誤嚥性肺炎等)の予防に関する知識や、平時から防災意識をもつことの重要性について普及啓発をします。

(4) 成果指標(新旧対照)

	第3次歯科保健基本計画 指標項目
1	口の健康と喫煙の関係について知っている者の増加
2	妊娠中の喫煙をなくす
3	妊娠中に歯科健診・指導を受ける者の増加
4	1歳6か月児でのむし歯のない者の増加
5	3歳児でのむし歯のない者の増加
6	3歳児での不正咬合等が認められる者の減少
7	3歳までに2回以上フッ化物塗布を受けたことがある者の増加
8	フッ化物洗口を実施する認可保育園・幼稚園の増加
9	小学校でのむし歯や歯肉炎予防のための健康教室実施校の増加
10	12歳児でのむし歯のない者の増加(1人あたりむし歯本数)
11	中学生における歯肉に炎症所見を有する者の減少
12	高校生における歯肉に炎症所見を有する者の減少
13	20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の減少
14	40歳代における進行した歯周炎を有する者の減少
15	40歳の未処置歯を有する者の減少
16	40歳で喪失歯のない者の増加
17	60歳代における進行した歯周炎を有する者の減少
18	60歳未処置歯を有する者の減少
19	60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の増加
20	60歳代における咀嚼良好者の増加
21	定期検診を受ける者の増加
22	口の健康と喫煙の関係について知っている者の増加
23	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者(8020達成)の増加
24	介護老人福祉施設・介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加
25	障害児(者)の種別毎の受け入れ歯科医療施設の増加
26	障害(児)者入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加
27	8020推進員の育成数

	第4次歯科保健基本計画 指標項目(案)
1	妊婦歯科健診受診率の増加
2	1歳6か月児でむし歯のない者の割合の増加
3	3歳児で4本以上むし歯を有する者の割合の減少
4	3歳児でむし歯のない者の割合の増加
5	3歳児健診までに歯科医院で4回以上フッ化物塗布を受けたことがある者の割合の増加
6	フッ化物洗口を実施する認可保育園・幼稚園の割合の増加
7	12歳児でむし歯のない者の割合の増加
8	10代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少
9	15歳未満でフッ化物応用の経験がある者の割合の増加
10	20歳以上における未処置歯を有する者の割合の減少
11	20代～30代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少
12	40歳以上における歯周炎を有する者の割合の減少
13	40歳以上における自分の歯が19本以下の者の割合の減少
14	50歳以上における咀嚼良好者の割合の増加
15	節目年齢歯科健診受診率の増加
16	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加
17	歯周病と全身疾患との関連を知っている者の割合の増加
18	歯科疾患と喫煙の関係について知っている者の割合の増加
19	後期高齢者歯科口腔健診受診率の増加
20	80歳で20歯以上自分の歯を有する者(8020達成)の割合の増加
21	オーラルフレイルという言葉の意味を知っている者の割合の増加
22	要介護者が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率の増加
23	障がい児・者が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率の増加
24	8020推進員の活動者数(健康づくりの会会員数)の増加
25	平時から防災意識を持つ(非常持ち出し袋に歯科用品を準備している)者の割合の増加

別紙2参照

議題3 その他

スケジュール

月	会議名等	構成員
6月	庁内歯科保健部会ワーキング会議(現状把握・課題抽出)	庁内ワーキンググループ
7月	●第1回歯科保健基本計画策定委員会(策定方針)	歯科保健部会計画策定委員
8月	●第2回歯科保健基本計画策定委員会書面開催(計画骨子)	歯科保健部会計画策定委員
8月	第1回歯科保健部会(第3次計画進捗報告・最終評価)	歯科保健部会委員
11月	●第3回歯科保健基本計画策定委員会(計画素案)	歯科保健部会計画策定委員
1月	パブリックコメント	
2月	第1回健康くまもと21推進会議(最終案決定)	健康くまもと21推進会議委員
3月	計画策定(公表)	